

主 文

1 1 審原告らの控訴をいずれも棄却する。

2 (1) 1 審被告東京都の控訴に基づき、原判決中同 1 審被告の敗訴部分を取り消す。

5 (2) 上記敗訴部分に係る 1 審原告 A、同 B、同 C、同 D 及び同 E の 1 審被告東京都に対する請求をいずれも棄却する。

3 1 審原告 A、同 B、同 C、同 D 及び同 E と 1 審被告東京都との間においては、訴訟費用は、第 1、2 審を通じて、同 1 審原告らの負担とし、同 1 審原告らと 1 審被告東京都を除く 1 審被告らとの間においては、控訴費用は同 1 審原告らの負担とし、1 審原告全学連と 1 審被告らとの間においては、控訴費用は同 1 審原告の負担とする。

10

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

1 1 審原告らの 1 審被告らに対する控訴

15 (1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 1 審被告らは、1 審原告らそれぞれに対し、連帯して 2 0 0 万円及びこれに対する平成 2 8 年 9 月 2 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 1 審被告東京都の 1 審原告 A、同 B、同 C、同 D 及び同 E に対する控訴

20 主文 2 項と同旨

第 2 事案の概要（以下、理由説示部分を含め、原則として、原判決の略称をそのまま用いる。）

1 事案の概要

本件は、1 審原告全学連の関係者である 1 審原告 A、同 B、同 C、同 D 及び同 E（個人 1 審原告ら）が、平成 2 8 年 9 月 1 日及び同月 2 日に東京都中央区 a 町 b 丁目 c 番 d 号所在の a 町区民館（本件会場）で開催された 1 審原告全学連の第

25

77回定期全国大会（本件大会）の際に、警視庁所属の警察官らにより無許可で撮影されるなどの違法な視察活動により、あるいは暴行を加えられるなどの違法行為により精神的損害を被ったと主張し、また、1審原告全学連が、これらの違法行為により本件大会の開催を妨害され、損害を被ったと主張して、1審被告東京都に対しては国家賠償法1条1項に基づき、その余の被告である警察官個人ら（個人1審被告ら）に対しては民法709条、710条及び719条に基づき、1審原告らそれぞれについて、連帯して損害金200万円及びこれに対する最後の不法行為日である前同日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを求めた事案である。

原審は、①個人1審原告らの1審被告東京都に対する請求を、1審原告A、同D及び同Eについては損害金各20万円、1審原告B及び同Cについては損害金各30万円並びにこれらに対する平成28年9月2日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容して、その余をいずれも棄却し、②個人1審原告らの個人1審被告らに対する請求をいずれも棄却し、③1審原告全学連の1審被告らに対する請求をいずれも棄却した。

そこで、1審原告らが1審被告らに対しその敗訴部分を不服として控訴し、1審被告東京都が個人1審原告らに対しその敗訴部分を不服として控訴した。

2 前提事実並びに争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決を次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決4頁11行目の「方法でないし、」を「方法ではないし、」と改める。
- (2) 原判決5頁5行目の「帽子等」の次に「。以下「3点セット」という。」を加える。
- (3) 原判決10頁18行目の「防衛員として」を「視察員と大会参加者の間に入って盾となる（ボディーガードとなる）役割を担う人員（以下「防衛員」とい

う。)として」と改める。

(4) 原判決 11 頁 15 行目の「いわゆる」を削る。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、1 審原告らの 1 審被告らに対する請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第3の1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 28 頁 11 行目の「有していなかった。」を「有してはいなかったが、過去に 1 審原告全学連の集会に指名手配犯が参加したことがあり、本件大会当時も指名手配犯を含む逮捕状を発付されている中核派の活動家が多数実在していた。」と改める。

(2) 原判決 28 頁 14 行目の「視察員」から 16 行目の「配置することとし、」までを「防衛員を配置することとし、」と改める。

(3) 原判決 28 頁 25 行目から 26 行目にかけての「(被告G)。」を「。視察員は、本件大会における参加者の会場入りの方法が上記のとおり例年とは異なるものに変更されたことから、本件大会に指名手配犯や捜査対象者が紛れ込む可能性が高いと考えた(乙イ4ないし6、8、15、1 審被告M、同P、同K、同L、同J、同T、同O、同G)。」と改める。

(4) 原判決 29 頁 1 行目から 33 頁 1 行目までを次のとおり改める。

「(5)ア 本件大会初日

(ア) 1 審原告Aについて

a 認定事実

(a) 1 審原告Aは、本件大会初日、ヤッケを着て、フードや帽子をかぶり、更に眼鏡の上からサングラスをかけ、マスクを装着し、容貌や服装が外部から見えないようにした上で、同 1 審原告が助手席に、他の 2 名の本件大会の参加者が後部座席に乗車したタク

シーで本件会場に向かった。タクシーに乗車していた他の2名も、1審原告Aと同様、3点セットを装着しており、3名とも外見からは年齢や性別すら分からなかった。

5 タクシーが本件会場入口前に到着した午前9時30分過ぎ頃、本件会場の前には、視察員約15名程度が待機しており、その周囲には1審原告Bら防衛員約5名もいた。タクシーが本件会場入口前に到着した際、防衛員である1審原告Bら防衛員が、ことさら視察員を気にしたり、タクシーの車内の様子をうかがっている状況がみられた。この状況を見た1審被告Jは不審に思い、本件
10 大会に指名手配犯や捜査対象者が参加する可能性があると考えた。

タクシーに乗車していた3名は、タクシーが本件会場入口前で停車した後も、しばらくの間、降車しようとしなかった。

(b) 1審被告Lは、到着したタクシーの助手席ドア付近から車内を
15 のぞいたところ、乗車していた3名はヤッケのフードで顔を覆い、顔を伏せているのが見えた。すると、防衛員である1審原告Bが、1審被告Lとタクシーの間に身体を差し入れてきた。1審被告Lは、1審原告Bの行動から、乗車している3名は指名手配犯など1審原告全学連にとって特別な者ではないかとの疑いを
20 抱いた。

次いで、タクシーの左側後部付近にいた1審被告Mは、タクシーの後部座席に乗っていた者が降車したことから、同人に対して「指名手配犯か」などと声をかけ、その容貌を確認するため降車した者の装着していたマスクをずらそうと右手を伸ばした。すると、1審被告Mの左側（タクシーの助手席側）にいた1審原告B
25 が、両手で1審被告Mの両腕を掴むなどして、1審被告Mを本件

会場前の道路を挟んだ向かいにあるマンション（以下「マンション」という。）側に押した。この1審原告Bの行動により視察員と防衛員を始めとする1審原告全学連側の活動家がもみ合いを始め、現場が騒然となった。

5 1審被告Jは、1審原告Bがそこまで参加者を守ろうとしているので、タクシーに乗車している者は指名手配犯などの捜査対象者である可能性が高いと考えた。

10 (c) 1審被告Jは、タクシーの助手席に乗車していた者（1審原告A）が降車したことから、同人に対して「誰だお前は」と質問した。しかし、1審原告Aは、1審被告Jの問い掛けに何も答えず歩き始めようとした。そこで、1審被告Jは、1審原告Aの装着していた帽子とヤッケのフードをずらした。しかし、1審原告Aの容貌を確認することはできなかった。

15 1審被告Jが1審原告Aの帽子とヤッケのフードをずらしたのとほぼ同時に、1審原告Aは、持っていた鞆で顔を隠しながら、下を向き、体を前後左右に揺らし、更に鞆を振り回すなどして暴れ始めたことから、1審被告Jは、これを制止するため後方から1審原告Aの肩を掴んだ。

20 1審被告Lは、1審被告Jが1審原告Aの容貌を確認しようとする状況を見て、そこに近付き、頭を左右に振るなどして暴れていた1審原告Aの後方から、右手で1審原告Aの首又は頭部付近に手をかけて、1審原告Aを制止した。制止した時間は2、3秒程度であった。

25 また、1審被告Kは、1審原告Aが暴れている状況を見て、その場に駆け寄った。そして、下を向いている1審原告Aの前方から、右手を同1審原告の後頭部に、左手を同1審原告の顔面右側

に軽く当てて、頭部を左右に振っている 1 審原告 A を制止しようとした。制止した時間は 1 秒程度だった。

さらに、1 審被告 T は、1 審被告 J が 1 審原告 A のヤッケのフードをめくりあげて容貌の確認を試みたところ、1 審原告 A が顔を伏せながら体を揺さぶるなどした状況を見て、1 審原告 A に近付き、左手でその肩付近に手をかけ、制止をした。1 審被告 T は、防衛員に妨害されて、1 審原告 A に背中を向ける形になったものの、直ぐ振り向いて 1 審原告 A が顔を上げた瞬間に、容貌を撮影しようと所携のカメラを構えたが、既知の人物である 1 審原告 A と分かったので撮影しなかった。

1 審被告 J らは、制止行為により 1 審原告 A がおとなしくなり、その容貌も明らかになったことから、制止するのを止めた。すると、1 審原告 A は、本件会場に入った。

(以上につき、甲 1、2 (MOV 0 1 7. MOD の 3 3 ないし 3 5 秒)、5、1 1 (3 頁ないし 3 2 頁)、乙イ 5 ないし 7、1 5、1 審原告 A、1 審被告 J、1 審被告 K、1 審被告 L、1 審被告 T、1 審被告 M)

b 事実認定の補足説明

(a) 1 審原告 A は、前記 a (c) で認定した事実に関し、1 審被告 J が 1 審原告 A に対し「誰だお前は」と質問した事実はないと主張し、本人尋問においてこれに沿う供述をする。

しかしながら、1 審被告 J は、本人尋問において、タクシーから降車した 1 審原告 A に対し、「誰だお前は」と質問した旨供述しているところ、その内容は、職務質問を行おうとした警察官の行為として自然かつ合理的である。また、1 審被告 J の上記発言は、1 審原告 A がタクシーから降車する際の状況を録画した動画

(甲 2) では聞き取れないが、当時、現場は怒号が飛び交うなど騒然となっており、喧噪にかき消されるなどして、上記発言が録音されなかったとしてもおかしくはない。同様の理由から、上記発言が 1 審原告 A に聞こえなかった可能性もある。これらの事情によれば、1 審被告 J の供述は信用することができるから、1 審原告 A の主張は採用することができない。

(b) 1 審原告 A は、前記 a (c) で認定した事実に関し、1 審被告 T が 1 審原告 A の容貌を写真撮影したと主張し、本人尋問及び同 1 審原告からの供述録取書 (甲 5) にはこれに沿う供述等がある。

しかしながら、1 審被告 T は、本人尋問において、1 審原告 A の顔をかねてから知っており、本件大会に出席することは当然であって、あえて写真を撮る必要がなかったと供述をしているところ、同供述の内容は合理的であり、かつ、同供述は、1 審原告 A の容貌が視察員に明らかになった後は、特に制止されることもなく本件大会の会場に入ったとの同 1 審原告の供述とも整合するから、1 審被告 T の上記供述は信用することができる。したがって、1 審原告 A の供述等を採用することはできず、上記主張は理由がない。

(c) その他、1 審原告 A の供述及び同 1 審原告からの供述録取書 (甲 5) には、上記 a の認定に反する部分があるが、信用することはできない。

(イ) 1 審原告 B について

a 認定事実

(a) 前記ア) a (a) 及び (b) のとおり、本件大会初日の午前 9 時 30 分過ぎ頃、1 審原告 A ら 3 名の本件大会の参加者を乗せたタクシーが本件会場入口前に到着した。1 審被告 M は、タクシーの車内を見

たところ、助手席に1名、後部座席に2名が乗車しており、いずれも3点セットを装着して車内で顔を伏せているのを確認した。

1 審被告Mは、タクシーに乗車している3名が停車した後もしばらく降車せず、また、防衛員である1 審原告Bがそれまで以上に周囲を気にしたり、車内の様子をうかがっていることに気付き、乗車している3名の中に指名手配者等がいるのではないかと考えた。

(b) 1 審被告Mは、1 審原告Aら3名が乗っていたタクシーの後部座席から降車した者に近付き、「誰だ、お前は」、「指名手配犯か」と質問した上、同人の容貌を確認するため、同人が装着していたマスクに右手を伸ばしてずらそうとした。すると、1 審被告Mの左側（タクシーの助手席側）にいた1 審原告Bが、「何やってんだ、M」と言いながら、1 審被告Mの両腕を掴んで、力任せにマンションの植込みの方向へ押した。

1 審被告Mは、1 審原告Bの前記暴行によってマンションの壁にぶつかりそうになったことから、これを回避するため、なおも掴みかかろうとする1 審原告Bの両腕を両手で振り払った上、バランスを崩して1 審被告Mに左後背部を向ける形になった1 審原告Bの腰背部付近を、両手で押し放した。

1 審原告Bは、すぐに1 審被告Mの方に振り向いたが、そこに1 審被告Pがやってきた。1 審被告Pは、1 審被告Mから1 審原告Bを引き離すため、1 審原告Bに対して「止めろ、止めろ」と言いながら、1 審原告Bと1 審被告Mの間に割って入った。そして、1 審被告Pは、1 審原告Bを1 審被告Mから引き離すため、1 審原告Bの胸部付近を両手で押した。これにより、1 審原告Bは、数歩程度後退し、マンションの植込みに入り込んだ。

(c) 1 審被告 J は、タクシーから降車してきた 1 審原告 A への対応が終了した後、マンションの植込み付近で、他の視察員が中核派の活動家ともみ合いになっているのを認めた。そこで、1 審被告 J は、同人らに近付いたところ、3 点セットを装着して顔を覆っている者を認めた。1 審被告 J は、その者の容貌を確認するため、同人が被っていたフードをめくり上げたところ、1 審被告 J の後方にいた 1 審原告 B が、1 審被告 J の頭髪を掴んで後方に引っ張り、更に 1 審被告 J の右肩付近の衣服を掴んだまま、力任せに道路の反対側の方に引きずった。

1 審被告 J は、1 審原告 B に引きずられている間、倒れないように、右手で 1 審原告 B の左脇付近を、左手で同人の T シャツの左肩付近を掴んでいた。1 審原告 B は、1 審被告 J を本件会場西側のガードレール付近まで引きずったが、1 審被告 J は、同 1 審被告の衣服を掴んでいる 1 審原告 B の手を放すため、同 1 審原告の T シャツの襟もと付近を右手で掴み、左腕を左手で掴んで押し離そうとした。この状況を見た 1 審被告 P は、左手で 1 審被告 J の右肩付近を引き寄せ、右手で 1 審原告 B の左肩付近を押して、両者を引き離そうとした。

この際のもみ合いで、1 審原告 B が身を引く様な動作を取った際、1 審被告 J の手が 1 審原告 B の T シャツの襟もとに引っ掛かり、その部分を引っ張るような形になった。

(以上につき、甲 1、2 (MOV 0 1 7. MOD の 2 2 秒ないし 3 2 秒前後、5 4 秒ないし 1 分前後)、6、1 1、1 2、1 5、乙イ 5、8、1 1、1 9 (写真 1 0 ないし 1 7)、2 2 (写真 7 ないし 2 7)、1 審原告 B、1 審被告 J、1 審被告 P、1 審被告 M、1 審被告 L)

b 事実認定の補足説明

(a) 1 審原告 B は、前記 a (b) で認定した事実に関し、1 審被告 M の両腕を掴んで同 1 審被告の身体を押したことはない旨主張し、本人尋問において、1 審被告 M がタクシーの後部座席に座っていた本件大会の参加者の頭部をめがけて手を伸ばしたのを見て、同参加者と 1 審被告 M の間に割って入ろうとしたら、同 1 審被告から両手で胸を強く突き飛ばされ、マンションの植え込みに突っ込んだ旨供述し、1 審原告 B からの供述録取書（甲 6）にも同趣旨の記載がある。一方、1 審被告 M は、本人尋問において、タクシーの後部座席から降りた者に対して「指名手配犯か」などと質問した上、同人が着けていたマスクをずらそうとして右手を伸ばしたら、左隣にいた 1 審原告 B が両手で 1 審被告 M の両腕を掴んで、マンションの壁に向かって強く押してきた旨供述し、1 審被告 P、同 L 及び同 J も、本人尋問において、1 審被告 M の供述するような状況を目撃した旨供述する。

しかるに、前記状況が撮影された動画（甲 2（MOV 0 1 7. MOD）の 2 6 秒前後）には、1 審原告 B がその右横に立っていた 1 審被告 M の方に両手を伸ばし、マンションの植込みの方へ押している状況が撮影されているのであって、逆に、1 審原告 B が供述する、1 審被告 M から胸を突き飛ばされ、マンションの植え込みに突っ込んだというような様子は全く映っていない（乙イ 2 2 の写真 7 ないし 1 4）。そうすると、1 審被告 M らの供述は、上記の映像によって裏付けられているから、信用性があるということが出来る一方、1 審原告 B の供述等は、上記の映像に反するものであって、信用することはできない。したがって、1 審原告 B の主張は採用することができない。

(b) 1 審原告 B は、前記 a (c) で認定した事実に対し、1 審被告 J の
頭髪を掴んだことはなく、むしろ、1 審被告 J は、1 審原告 B の
胸ぐらを掴み、着衣の襟元部分を伸びきった状態にし、その際、
突き上げた拳で同人の眼鏡のフレームを歪ませ、引き続き右手で
1 審原告 B の着衣の襟元を掴んで激しく上下させ、同時に左手で
同人の右腕を掴んで、同人の身体を後方に押し続けて、数メート
ル先の本件会場前のガードレール付近まで移動させ、更に 1 審原
告 B をガードレールに追い込み、左手で 1 審原告 B の右腕を掴
み、右手で同人の T シャツの襟元を大きく下方に引っ張るなどの
暴行を加えたと主張し、本人尋問及び同 1 審原告からの供述録取
書（甲 6）にはこれに沿う供述等がある。

しかしながら、1 審被告 J は、本人尋問において、本件大会の
参加者の容貌を確認するため同人が被っていたフードをめくり
上げたところ、1 審原告 B から頭髪を掴んで後方に引っ張られ、
更に首付近を掴まれて本件会場側のガードレール付近まで引っ
張られた旨供述し、1 審被告 P も、本人尋問において、上記の状
況を目撃した旨の供述をしているところ、上記状況を撮影した動
画（甲 2（MOV 0 1 7. MOD）の 5 4 秒から 5 5 秒前後）に
は、1 審原告 B が 1 審被告 J の頭髪を掴んで後方に引っ張り（乙
イ 2 2 の写真 1 8 ないし 2 0）、そのために 1 審被告 J の頭部が
後ろへのけぞり（同写真 2 1）、その後 1 審原告 B が 1 審被告 J
の身体を画面左側方向へ引っ張る状況（同写真 2 3 ないし 2 5）
が撮影されている。このように、1 審被告 J や同 P の供述は動画
の映像により裏付けられているといえるから、信用することがで
きる。一方、1 審原告 B の供述等は、上記の映像と全くそぐわな
いものであるから、信用することはできない。したがって、1 審

原告Bの主張は採用することができない。

- (c) その他、1 審原告Bの供述及び同1 審原告からの供述録取書（甲6）には、上記aの認定に反する部分があるが、信用することはできない。

5 (ウ) 1 審原告Cについて

a 認定事実

- (a) 1 審原告Cは、本件大会初日の午前9時30分過ぎ頃（前記ア及びイ）の1 審原告A及び同Bに関する事態が終了した後）、本件大会に参加するため、3点セットを装着し、同様の参加者2名と共に本件会場付近の歩道を歩いていた。1 審被告Mは、1 審原告Cらが本件会場入口に向かって歩いてきたのを確認した。そこで、1 審被告Mは、同人らに対し、「誰だ、お前。指名手配か」と声をかけた。

- 10 (b) 1 審被告Mとほぼ同時に、前記3名が歩いているのに気付いた1 審被告L及び同Kは、前記3名に近付いた。すると、同人らは足早にその場を通り過ぎようとした。そこで1 審被告Lは、ガードレールをまたいで歩道に入り、最後尾を歩いていた者（1 審原告C）に50cmないし60cmの距離まで近付き、同人の顔をのぞきこんだが、その容貌を確認できなかった。その際、中核派の活動家であるVが、1 審原告Cの容貌を見られないようにするため、1 審原告Cと1 審被告Lの間に身体を入れて妨害した。

20
25
そこで、1 審被告Kは、3人の容貌を確認するため車道からガードレールをまたいで先頭の者に後方から近付き、その者が被っていたヤッケのフードを右手で引っ張って外した。すると、その者の容貌が明らかとなり、同人は1 審原告全学連の活動家Uであることが判明した。

次いで、1 審被告Kは、最後尾を歩いていた者（1 審原告C）の斜め後方から近付き、その者が被っていたヤッケのフードを右手で引っ張って外した。すると、近くにいた活動家のVが「おい、K」と呼んだことから、1 審被告Kは、1 審原告Cの容貌を確認できなかった。

(c) その直後、1 審被告Tは、本件会場西側の歩道上を歩いてきた前記3名の存在に気付いた。そこで、1 審被告Tは、先頭を歩いていた者に近付いたところ、それが1 審原告全学連の活動家のUであることが分かった。Uはサングラスのみを装着していた。すると突然、1 審被告Tの後方から1 審原告Cが右手で1 審被告Tの左肩を掴んできたので、1 審被告Tはとっさにその手を振り払った。1 審原告Cはそのまま本件会場に入ってしまった。その際、1 審原告Cは、帽子やフードは被っていなかったが、マスクとサングラスを装着していた。

その後、1 審被告Tは、本件会場から3点セットを装着した者が出てきたことに気づき、その容貌を確認するため、その者の後方から左手でヤッケのフードをめくり上げたところ、その者が1 審原告Cであることが分かった。当時、本件会場入口付近は、防衛員と視察員とで入り乱れた状態にあり、1 審原告Cは、もみ合い状態になっている集団へ向かおうとしたので、1 審被告Tは、1 審原告Cをその場に留める必要があると考えて、少しの間、同1 審原告のヤッケのフードを左手で掴んでいた。

(以上につき、甲1、2（MOV017．MODの2分26秒ないし30秒前後、2分51秒前後）、7、13、乙イ6、7、15、1 審原告C、1 審被告M、1 審被告L、1 審被告K、1 審被告T）

b 事実認定の補足説明

1 審原告Cは、本人尋問において、1 審被告Kからフードを外された後に本件会場へ向かう途中、1 審被告Tから胸ぐらをつかまれて押された旨供述するが、これを裏付ける証拠はなく、採用することができない。

5

その他、1 審原告Cの供述及び同1 審原告からの供述録取書（甲7）には、上記aの認定に反する部分があるが、信用することはできない。

(エ) 1 審原告Dについて

a 認定事実

10

(a) 本件大会初日が終了した午後5時20分頃、中核派の活動家が運転するマイクロバスが本件会場東側の路上に到着し、本件会場から出てきた参加者（その多くが3点セットを装着していた。）がマイクロバスに乗り込んだ。このとき、防衛員が視察員の目の前に横一列に並び、立ちはだかっていた。

15

(b) 1 審被告Oは、マイクロバス左前方のサイドミラー付近で視察をしていたが、3点セットを装着した者らが本件会場から出てきて、マイクロバスに乗車し始めた。すると、それまで1 審被告Oの正面に立って同1 審被告を罵倒していた1 審原告Dが、1 審被告Oの隣にいた視察員が構えているカメラのレンズに向けて右手を差し出した。1 審被告Oは、1 審原告Dが自らに向けて右手を突き出してきたものと認識し、これを制止するため右手で1 審原告Dの右手首を掴んだ。1 審原告Dは、1 審被告Oの手を振りほどこうと右手を振ったため、1 審被告Oの手は1 審原告Dの右手首から離れた。

20

25

(c) 1 審被告Qは、マイクロバス左前方のサイドミラー付近にいたところ、1 審原告Dが1 審被告Oら視察員を罵倒している状況を

確認し、また、1 審原告Dの手が動いて、それを1 審被告Oが払いのけるような動作が見えた。

そこで、1 審被告Qは、1 審原告Dの後方から近付き、同1 審原告に対して「止めろ、止めろ」と告げて、右手で1 審原告Dの左肩を掴み、これを後方に引いて、同1 審原告と1 審被告Oの間に割って入った。

(d) 1 審被告Rは、同時刻頃、マイクロバスに乗車する者を視察するため本件会場北東側の歩道上にいた。参加者がマイクロバスに乗り込むと、本件会場出入口付近で、怒号が響き、1 審原告全学連や中核派の活動家と視察員との間でもみ合いが発生し、現場が騒然とした。

そのような中、1 審被告Rを威嚇していた1 審原告Dは、両肩を激しく振りながら、その右肩を1 審被告Rの左胸付近にぶつけ、更に身体を強く押し当てた。

1 審被告Rは、かなりの興奮状態にある1 審原告Dを騒然とした現場から遠ざける必要があると考え、1 審原告Dの右胸付近に右手掌を押し当てて同1 審原告を数歩程度後退させ、押し返してきた1 審原告Dの右肩付近を左手で掴んで更に後退させた。1 審原告Dは、1 審被告Rが手を離すと同1 審被告から離れていった。

(e) 1 審被告Qは、上記(c)の対応を終えた後、本件会場前の路上で防衛員に対応していたところ、1 審原告Dが、叫びながら1 審被告Qに詰め寄り、1 審被告Qの脚部を左右の膝で蹴り上げてきた。そこで、1 審被告Qは、1 審原告Dの胸部付近に両腕を伸ばし、1 審原告Dの攻撃を手掌で止めるようにして防御した上、1 審原告Dを遠ざけるため両手で押した。1 審原告Dは、バランス

を崩してよろけたが、転倒はしなかった。

(以上につき、甲 1、2 (MOV 0 2 0. MOD の 2 分 3 5 秒ないし 4 0 秒前後、IMG 1 6 8 3. MOV の 1 1 ないし 1 3 秒、3 6 秒ないし 4 0 秒前後)、9、1 4 (1 1 ないし 1 3 頁)、乙イ 1 0、1 2、1 3、1 審原告 D、1 審被告 O、1 審被告 Q、1 審被告 R)

b 事実認定の補足説明

1 審原告 D は、上記 a (e) で認定した事実に関し、本人尋問において、1 審被告 Q に膝蹴りした事実はないと供述する。しかしながら、上記状況を撮影した動画 (甲 2 (IMG 1 6 8 3. MOV) の 3 9 秒ないし 4 0 秒前後) には、1 審原告 D が 1 審被告 Q に対して左右の膝を上げている状況が撮影されていること (乙イ 1 9 の写真 2 0 ないし 2 3、乙イ 2 2 の写真 3 1 ないし 3 3) に照らすと、1 審原告 D の上記供述を信用することはできない。

その他、1 審原告 D の供述及び同 1 審原告からの供述録取書 (甲 9) には、上記 a の認定に反する部分があるが、信用することはできない。

(オ) 1 審原告 E について

a 認定事実

(a) 前記(エ) a (a) のとおり、本件大会初日が終了した午後 5 時 2 0 分頃、中核派の活動家が運転するマイクロバスが本件会場東側の路上に到着し、本件会場から出てきた参加者がマイクロバスに乗り込んだ。このとき、視察員と防衛員との間でもみ合いになり、現場が騒然とした。

(b) 1 審被告 S は、双方が入り乱れている集団の中心付近で、興奮した 1 審原告 E が、何かわめきながら 1 審被告 M に詰め寄り、同 1 審被告が後退する状況を見た。このため 1 審被告 S は、1 審原

告Eに近付き、右手で1審原告Eの左肩付近を掴み、腹部に左手を当てて同1審原告を制止した。

5 その後も1審原告Eは、身体を激しくよじって暴れ始めたため、1審被告Sは、1審原告Eを集団内から遠ざけるため、1審原告Eの左肩付近を両手で挟んで制止し、すぐに肩を組むように1審被告Sの左手を1審原告Eの左肩後付近に回し、その体勢のまま、1審原告Eを集団から数メートル離れた本件会場の外壁付近に移動させた。

10 このとき1審原告Eは、頭を回したり、身体をよじるなどして激しく抵抗したが、自らの足で歩いていた。1審原告Eは、本件会場の外壁付近に移動した後も、もみ合いの中に戻ろうとして暴れ続けた。1審被告Sは、1審原告Eの背後から、両腕で1審原告Eの体を抱きかかえるようにして、落ち着くよう説得した。1審原告Eは、マイクロバスが発車すると落ち着いたので、1審被告Sは手を離した。

15 (以上につき、甲1、2 (IMG1683. MOVの14秒ないし16秒、22秒ないし46秒前後)、8、19 (6ないし13頁)、乙イ14、22 (写真37ないし41)、1審原告E、1審被告S)

20 b 事実認定の補足説明

(a) 1審原告Eは、1審被告Sが、1審原告Eの頭部を押さえて頭髪を引っ張ったり、その後自身の左腕を1審原告Eの首に巻き付けて、本件会場入口付近まで引きずった上、その外壁に押し付けた旨主張し、本人尋問及び同1審原告からの供述録取書 (甲8)

25 にはこれに沿う供述等がある。

 しかしながら、1審被告Sは、本人尋問において、上記事実を

否定し、上記 a (b)のと通りの供述をしているところ、上記状況を撮影した動画（甲 2（IMG 1 6 8 3. MOV）の 2 2 秒ないし 4 6 秒）には、1 審被告 S が右手で 1 審原告 E の左肩付近を掴んだり、肩を組むように左腕を 1 審原告 E の左肩付近に回して、本件会場の外壁付近まで連れ出す状況は撮影されているものの、1 審被告 S が 1 審原告 E の頭髪を引っ張ったり、本件会場の外壁に同 1 審原告の身体を押し付けたりするような状況は撮影されていない（乙イ 2 2 の写真 3 9 ないし 4 1）。なお、上記動画（甲 1 9 の 9 頁の上の写真）には、1 審被告 S の左手が 1 審原告 E の頭部辺りに差し出された状況が映っているが、同 1 審被告が同 1 審原告の頭部を押さえているとか、その頭髪を掴んでいるとまでは認められない。また、1 審原告 E は、上記動画（乙イ 2 2 の写真 4 1、甲 1 9 の 1 0 頁の上の写真）には、1 審被告 S が 1 審原告 E の首に左腕を巻き付けている状況（1 審原告 E は、1 審被告 S からヘッドロックをされたと供述している。）が明確に撮影されていると主張するが、動画や上記の写真に写された 1 審被告 S の肘の角度からすると、肩を組むように左腕を 1 審原告 E の左肩付近に回しているにとどまるものと認められる。このように、1 審被告 S の供述は動画の映像によって裏付けられているものといえるから、信用することができるが、1 審原告 E の供述等を信用することはできず、同 1 審原告の上記主張を採用することはできない。

(b) 1 審原告 E は、1 審被告 S の暴行の結果、着用していた T シャツの背中部分が破れたと主張する。

しかしながら、1 審原告 E は、本人尋問において、T シャツが破れた瞬間を覚えておらず、おそらく、一番接触があった 1 審被

告Sが破ったのではないかと推測していると供述するにとどまっているのであるから、同供述をもって、1審被告Sの行為により1審原告EのTシャツが破けたと認めることはできないし、他に上記主張を認めるに足りる証拠はない。

5

- (c) その他、1審原告Eの供述及び同1審原告からの供述録取書(甲8)には、上記aの認定に反する部分があるが、信用することはできない。

イ 本件大会二日目

(ア) 1審原告Cについて

10

a 認定事実

15

- (a) 視察員は、本件大会二日目の午前9時頃、本件会場付近で視察活動に従事していた。すると、本件大会の参加者が乗車するマイクロバスが本件会場東側の路上に到着し、3点セットを装着した参加者が続々と降車してきた。ほどなくして、これら参加者の顔の確認を試みた視察員と防衛員との間でもみ合いが生じ、現場は騒然となった。

20

- (b) 1審被告Qは、本件会場前の歩道上で、視察員ともみ合っている1審原告Dを目にした。そこで、1審被告Qは、1審原告Dを視察員から引き離そうとしたところ、ヤッケのフードを目深にかぶりマスクをした1審原告Cが近付いてきて、1審被告Qの左腕を掴み、前方に投げ出すように押してきた。1審被告Qはバランスを崩して数歩後退し、他の活動家(1審原告B)にぶつかった。

25

- (c) その後、1審被告Qは、同1審被告から離れていった1審原告Cが1審被告Iともみ合っており、同1審原告が左右の手で同1審被告を叩いているように見え、これに1審被告Iが対処している状況を見たことから、1審原告Cの腹部に左手を回し、同1審

被告から引き離そうとした。ところが、1 審原告 C は 1 審被告 Q の右腕を強く掴み、なおも 1 審被告 I に向かっていこうとしたので、1 審被告 Q は、1 審原告 C の首付近に左腕を回し、そのままの状態、2、3 秒、制止した。

そして、1 審原告 C が少しおとなしくなったようなので、1 審被告 Q が左腕を解くと、1 審原告 C は右の手拳で 1 審被告 Q の左顎の辺りに殴りかかり、反転して、別のもみ合っている集団の方へ向かおうとした。1 審被告 Q は、1 審原告 C の後ろから、1 審原告 C が背負っていたリュックを左手で掴んだが、1 審原告 C はこれを振り切って、集団の方へ向かっていった。

(以上につき、甲 1、2 (IMG 1 6 8 8. MOV の 4 9 秒前後)、7、1 3、1 6、乙イ 1 2、2 2 (写真 2 8 ないし 3 0)、1 審原告 C、1 審被告 Q)

b 事実認定の補足説明

1 審原告 C は、上記 a (c) で認定した事実に関し、1 審被告 Q からその後頭部を右手拳で殴打された旨主張し、本人尋問及び同 1 審原告からの供述録取書 (甲 7) にはこれに沿う供述等がある。これに対し、1 審被告 Q は、本人尋問において、1 審原告 C の後頭部を殴ったことはないと供述し、同 1 審被告作成の陳述書 (乙イ 1 2) にも同趣旨の記載がある。

しかるに、上記の状況を撮影した動画 (甲 2 (IMG 1 6 8 8. MOV の 5 9 秒前後) には、1 審被告 Q が 1 審原告 C の背後から同 1 審原告に向かって右手を振り上げようとしている状況が撮影されている (甲 1 6 の写真⑪ないし⑬)。しかしながら、動画には、1 審被告 Q が 1 審原告 C の後頭部を実施に殴っている場面は撮影されていない。そして、1 審被告 Q は、本人尋問において、右手を

振り上げようとした動作は、1 審原告 C のリュックを掴もうとして左手を伸ばしたが掴めなかったので、更に右手を伸ばしてリュックを掴もうとしているところである旨供述しているところ、その内容は上記の動画の映像と矛盾するものではない。そうすると、1 審被告 Q から後頭部を殴打された旨の 1 審原告 C の供述を直ちに信用することはできず、他に同 1 審原告の主張を認めるに足りる証拠はない。

その他、1 審原告 C の供述及び同 1 審原告からの供述録取書（甲 7）には、上記 a の認定に反する部分があるが、信用することはできない。

(イ) 1 審原告 D について

（認定事実）

a 1 審被告 J を始めとする視察員は、前記(ア) a (a)のとおり、本件大会二日目の午前 9 時頃、本件会場付近で視察活動に従事していた。そして、同時刻頃、マイクロバスが到着し、参加者が降車し始めると、視察員と防衛員との間でもみ合い状態が生じ、現場が騒然となった。

b 1 審被告 T は、本件会場前の歩道上で、1 審被告 K が防衛員を制止しようとしてもみ合っているところに、1 審原告 D が防衛員の加勢に入ったのを目撃した。そこで、1 審被告 T は、1 審原告 D を制止するため、その後方から 1 審原告 D の胸部に左腕を回して引き離そうとしたところ、1 審原告 D が活動家の服を掴んでいた手を急に離したことから、同 1 審原告は後方に尻餅をついた。

1 審原告 D は、すぐに立ち上がり、もみ合い状態にあった集団の方へ向かおうとした。そこで、1 審被告 T は、1 審原告 D を行かせないように、その後方から 1 審原告 D の T シャツの左肩付近を左手

で掴んで制止した。その際、1 審被告 J も、1 審原告 D がもみ合い
になっている集団の方に向かおうとしていることに気付き、このま
までは公務執行妨害が発生したり、けが人などが出るおそれがある
と認識し、1 審原告 D を集団の方へ行かせないようにするため、1
5 審原告 D の後方から、左手でその左脇付近を、右手で右肩付近を押
さえて、1 審被告 T と共に、同 1 審原告をその場に引き止めた。と
ころが、1 審原告 D は、体を左右に振って 1 審被告 T と 1 審被告 J
の制止を振り切った。その際、1 審被告 T は、左手で 1 審原告 D の
T シャツを掴んでいたため、1 審原告 D の T シャツを引っ張る形に
10 なった。1 審被告 J らが 1 審原告 D を引き止めた時間は 1 ないし 2
秒である。

(以上につき、甲 1、2 (IMG 1 6 8 8. MOV の 1 分 2 0 秒前後)、
9、1 4 (1 8、1 9 頁)、乙イ 5、1 5、2 2 (写真 3 4 ないし
3 6)、1 審原告 D、1 審被告 T、1 審被告 J。なお、1 審原告 D
15 の供述及び同 1 審原告からの供述録取書 (甲 9) には、上記の認定
に反する部分があるが、信用することはできない。)

(ウ) 1 審原告 E について

a 認定事実

(a) 前記ア) a (a) のとおり、本件大会二日目の午前 9 時頃、視察員が
20 視察活動をしている中、本件大会の参加者が乗車するマイクロバ
スが本件会場東側の路上に到着し、3 点セットを装着した参加者
が続々と降車してきた。1 審被告 N は、マイクロバスの左前方 (開
閉ドア付近) にいた。また、防衛員が、マイクロバス付近から本
件会場の出入口にかけての歩道上に集まっていた。

(b) ほどなくして、視察員と防衛員との間でもみ合いが生じた。1
25 審被告 N は、降車する参加者を見ていたところ、1 審原告 E が 1

審被告Nの視線をさえぎるように、1 審被告Nの前に立ちはだかつた。1 審原告Eと1 審被告Nは、かねてより面識があった。その際、1 審被告Nの右側には視察員（以下「本件視察員」という。）がおり、マイクロバスから降車した者（以下「本件参加者」という。）の容貌を確認しようとしていたが、1 審原告Eは、本件視察員に対し、何か怒鳴りながら掴みかかった。これを見た1 審被告Nは、とっさに右手で1 審原告Eの左上腕部を、左手で同1 審原告の右上腕部をそれぞれ掴んで「止めろ」と強い口調で告げた。1 審原告Eは1 審被告Nの手を振りほどき、1 審被告Nと本件視察員の首筋の辺りを左右の手で押したことから、両名は数メートル後退した。1 審原告Eは、手を放し、再び、1 審被告Nと正対した。その時、本件会場の入口付近で大きな怒号が起こり、視察員と防衛員のもみ合いが始まり、1 審原告Eはそちらの方向へ向かおうとした。1 審被告Nは、1 審原告Eの右手首を掴んで、「止めろ。E。行くな」と言って、約1分間、この場に留まるよう説得した。1 審原告Eは、手を振りほどくことなどはせず、黙ったままで、1 審被告Nが手を離すと走り去った。

（以上につき、甲1、2（IMG1688.MOVの54秒ないし1分前後、19（27頁）、乙イ9、22（写真42ないし44）、1 審原告E、1 審被告N）

b 事実認定の補足説明

(a) 1 審原告Eは、上記 a (b)で認定した事実に関し、1 審被告Nの隣にいた本件視察員に掴みかかったことはないと主張し、本人尋問及び同1 審原告からの供述録取書（甲8）には、これに沿う供述等がある。

しかしながら、1 審被告Nは、本人尋問において、1 審原告E

が本件視察員に対し、何か怒鳴りながら掴みかかったと供述する
ところ、上記の状況を撮影した動画（甲 2（IMG1688.MOV）の 58 秒前後）には、1 審原告 E が 1 審被告 N の右側にい
る本件視察員の頸部付近に手を伸ばしている状況が撮影されて
いる（乙イ 22 の写真 42 ないし 44）。これは、1 審被告 N の
上記供述を裏付けるものといえるから、同供述を信用することは
できるが、他方、1 審原告 E の上記供述は上記の映像とそぐわな
いから、これを信用することはできない。したがって、1 審原告
E の主張は採用することができない。

(b) 1 審原告 E は、1 審被告 N の暴行の結果、着用していた T シャ
ツが破れたと主張する。

しかしながら、1 審原告 E は、本人尋問において、いつ T シャ
ツが破れたか分からないが、主に接触していたのは 1 審被告 N な
ので、同 1 審被告が破ったのではないかと推測していると供述す
るにとどまっているのであるから、同供述をもって、1 審被告 N
の行為により 1 審原告 E の T シャツが破けたと認めることはで
きないし、他に上記主張を認めるに足りる証拠はない。

(c) その他、1 審原告 E の供述及び同 1 審原告からの供述録取書
（甲 8）には、上記 a の認定に反する部分があるが、信用するこ
とはできない。」

(5) 原判決 34 頁 16 行目の次に改行して次のとおり加える。

「したがって、本件視察活動が違法である旨の 1 審原告らの主張を採用する
ことはできない。」

(6) 原判決 35 頁 4 行目から 38 頁 20 行目までを次のとおり改める。

「(2) 1 審原告 A に対する行為

ア 1 審被告 J、同 L、同 K 及び同 T が 1 審原告 A に対して行った有形力

の行使等の内容は、前記 1 (5)ア(ア) a のとおりである。

イ 1 審被告 J が 1 審原告 A の帽子とヤッケのフードをずらした行為(前記 1 (5)ア(ア) a (c)) について

(ア) 前記認定事実によれば、1 審被告 J は、タクシーから降車した 1 審原告 A に対して「誰だお前は」と確認したところ、1 審原告 A が問い掛けに何も答えず歩き出そうとしたことから、その容貌を確認しようとして、1 審原告 A の装着していた帽子とヤッケのフードをずらしたことが認められる。

(イ) a 本件会場では本件大会が予定されていたところ、過去には 1 審原告全学連の集会に指名手配犯が参加したこともあり、本件大会当時も指名手配犯を含む逮捕状を発付されている中核派の活動家が多数いた(前記 1 (2))。また、本件大会では、参加者の会場入りの方法が例年とは異なるものに変更されたことから、視察員は、本件大会に指名手配犯等が紛れ込む可能性が高いと考えていた(同(4))。しかるに、1 審原告 A らタクシーに乗車していた 3 名は、いずれも 3 点セットを装着してその容貌や服装を隠し、性別すら分からない格好をしており、しかも、タクシーが停車した後も、しばらくの間、降車しようとしなかったのであるから、このような同 1 審原告らの挙動が警職法 2 条 1 項の「異常な挙動」に該当することは明らかである。また、タクシーの到着後、1 審原告 B を含む防衛員が、ことさら視察員を気にしたり、タクシー車内の様子をうかがうなどしていた。これらの状況を認識していた 1 審被告 J は、1 審原告 A ら 3 名がその異常な挙動や周囲の状況から指名手配犯か捜査対象者であると疑いを持ち、職務質問の要件である「(1 審原告 A ら 3 名が)何らかの犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」(同項)があると判断したものであり、その判断は合理的である。

b そして、1 審原告 A は、タクシーから降車後、1 審被告 J の質問に答えることなく歩き始めようとしたものであるところ、その周囲では視察員と防衛員を始めとする 1 審原告全学連側の活動家ともみ合いを始めており、また、タクシーは本件会場入口前に停車していたから、1 審原告 A はすぐに本件会場に入ることができる状況にあった。したがって、客観的にも、上記 a のとおり犯罪の嫌疑がある 1 審原告 A の容貌を確認しなければならない必要性、緊急性があったということができ、これらの状況を認識していた 1 審被告 J が、上記の必要性、緊急性があると判断したことは合理的である。

また、1 審被告 J は、1 審原告 A の容貌を確認するため同 1 審原告の装着していた帽子とヤッケのフードをずらしているが、かかる行為による 1 審原告 A の受ける身体への影響は極めて軽微なものであり、上記のような必要性、緊急性のある状況の下では、上記行為は職務質問に付随する有形力の行使として相当なものと認められ、もとより、1 審被告 J がそのように判断したことは合理的である。

c 以上のとおりであるから、1 審被告 J が 1 審原告 A の帽子とヤッケのフードをずらした行為が、国賠法 1 条 1 項の適用上警職法 2 条 1 項の職務質問の要件を欠き、又は職務質問に付随する有形力の行使として許容される範囲を超える違法なものであったと認めることはできない。

ウ その後の 1 審被告 J、同 L、同 K 及び同 T の行為（前記 1 (5) ア(ア) a (c)）について

(ア) 前記認定事実によれば、1 審被告 J が 1 審原告 A の装着していた帽子とヤッケのフードをずらすとほぼ同時に、1 審原告 A は、持っていた鞆で顔を隠しながら、下を向き、体を前後左右に揺らし、更に鞆を

振り回すなどして暴れ始めたので、これを制止するため、1 審被告 J は、後方から 1 審原告 A の肩を掴み、1 審被告 L は 1 審原告 A の後方から右手で同 1 審原告の首又は頭部付近に 2、3 秒程度手をかけ、1 審被告 K は、1 審原告 A の後頭部に右手を、顔面右側付近に左手を 1 秒程度当て、1 審被告 T は、左手で 1 審原告 A の肩付近に手をかけたことが認められる。

(イ) 1 審原告 A が暴れ始めた際には、同 1 審原告の周囲には、1 審被告 J を始め複数の視察員がいたのであるから、1 審原告 A の行為は公務執行妨害罪に当たるか又は同罪等に発展するおそれのあるものであって、周囲の視察員の身体に危険が及ぶおそれがあり、これを即座に制止しなければ当該犯罪の発生ないし継続を防止することができない状況にあったと認めることができる。そうすると、かかる状況を認識していた 1 審被告 J、同 L、同 K 及び同 T が、警職法 5 条の制止行為の要件があると判断したことは合理的である。そして、制止行為の内容は、いずれも数秒間程度、1 審被告 J が後方から 1 審原告 A の肩を掴み、同 L が後方から首又は後頭部付近を右手で押さえ、同 K が後頭部に右手を、顔面右側付近に左手を当てて押さえ、同 T が肩付近に左手をかけたというものであり、いずれの方法も、当時の具体的状況の下で必要かつ社会通念上相当なものといえ、もとより、1 審被告 J、同 L、同 K 及び同 T がそのように判断したことは合理的である。

(ウ) これに対し、1 審原告 A は、タクシーを降車後に鞆で顔を隠しながら、顔を左右に振るなどしたのは、降車した瞬間に 1 審被告 J らから帽子とフードを引き外され、身体を押さえ付けられ、装着していたマスクを剥ぎ取ろうとされたので、肖像権を守るために行った正当な行為であるから、1 審被告 J らの行為は警職法 5 条の「犯罪がまさに行われようとする」との要件を充足しない旨主張する。

しかしながら、1 審被告 J が 1 審原告 A の帽子とヤッケのフードを
ずらした行為は、前記イのとおり、警職法 2 条 1 項の要件を備えたも
のと認められるし、また、同 1 審被告らが同 1 審原告を制止したのは、
前記(ア)及び(イ)のとおり、同 1 審原告が暴れ始め、これが公務執行妨害
罪に該当するか又は同罪等に発展するおそれがあったことによるも
のであって、同法 5 条の「犯罪がまさに行われようとするのを認めた
とき」の要件が備わっていたと認めることができる。そうすると、1
審原告 A の行為が肖像権を守るために行った正当な行為であるとは
いえないから、同 1 審原告の上記主張を採用することはできない。

(エ) したがって、1 審被告 J らの行為が、国賠法 1 条 1 項の適用上警職
法 5 条の制止行為としての要件を欠いた違法なものであったと認め
ることはできない。

なお、1 審原告 A は、1 審被告 J らの行為によって、顔面にひっか
き傷を負うなどしたほか、帽子、サングラス及びマスクを紛失したと
主張するが、仮にかかる事情があったとしても、上記の判断を左右す
るものではない。

エ 以上のとおりであるから、1 審被告 J らが 1 審原告 A に対して暴行等
の違法行為を行った旨の同 1 審原告の主張を採用することはできな
い。

(3) 1 審原告 B に対する行為

ア 1 審被告 M、同 P 及び同 J が 1 審原告 B に対して行った有形力の行
使等の内容は、前記 1 (5)ア(イ)a のとおりである。

イ 1 審被告 M 及び同 P の行為（前記 1 (5)ア(イ)a (b)）について

(ア) 前記認定事実によれば、1 審被告 M は、タクシーの後部座席から
降車した者に近付き、「指名手配犯か」などと問い質し、同人の装着
していたマスクをずらしてその容貌を確認するため、そのマスクに

5 右手を伸ばしたところ、1 審原告 B が、「何やってんだ、M」と言いながら、1 審被告 M の両腕を掴み、マンションの植込みの方向へ押したこと、同暴行によりマンションの壁にぶつかりそうになった 1 審被告 M は、これを回避するため、なおも掴みかかろうとする 1 審原告 B の両腕を両手で振り払った上、1 審被告 M に対し左後背部を向ける形になった 1 審原告 B の腰背部付近を両手で押し放したこと、また、1 審被告 P は 1 審被告 M から 1 審原告 B を引き離すため、「止めろ」と言いながら同人らの間に割って入った上、1 審原告 B の胸部付近を両手で押し、これにより同 1 審原告は数歩後退して、植込みに入り込んだことが認められる。

10 (イ) 1 審被告 M がタクシーの後部座席から降車した者の容貌を確認しようとして、同人が着けていたマスクをはずそうとしたことは、前記(2)イで検討したところに照らせば、警職法 2 条の職務質問に付随する有形力の行使として許容されるものと認められる。しかるに、1 審原告 B は、これを阻止するために、1 審被告 M の両腕を掴んで、同 1 審被告をマンションの植え込みの方へ押したのであるから、かかる行為は公務執行妨害罪に当たるものであって、1 審被告 M の身体に危険が及ぶおそれがあり、これを即座に制止しなければ当該犯罪の継続を防止することができない状況にあったと認めることができる。

15 そうすると、かかる状況を認識していた 1 審被告 M 及び同 P が、警職法 5 条の制止行為の要件があると判断したことは合理的である。

20 そして、1 審被告 M 及び同 P の制止行為の内容は、1 審被告 M において、なおも掴みかかろうとする 1 審原告 B の両腕を両手で振り払った上、1 審原告 B の腰背部付近を両手で押し放し、1 審被告 P において、1 審被告 M から 1 審原告 B を引き離すため、同人らの間に割って入った上、1 審原告 B の胸部付近を両手で押して数歩後退させた

というものであり、いずれの方法も当時の具体的状況の下で必要かつ社会通念上相当なものといえ、もとより、1 審被告M及び同Pがそのように判断したことは合理的である。

したがって、1 審被告Mらの行為が、国賠法 1 条 1 項の適用上警職法 5 条の制止行為としての要件を欠いた違法なものであったと認めることはできない。

ウ(ア) 1 審被告 J 及び同 P の行為（前記 1 (5)ア(イ)a (c)）について

前記認定事実によれば、1 審被告 J は、3 点セットを装着して顔を覆っている中核派の活動家を認めたため、その容貌を確認しようとして同人のフードをめくり上げたところ、後方にいた 1 審原告 B が、1 審被告 J の頭髪を掴んで後方に引っ張り、更に 1 審被告 J の右肩付近の衣服を掴んだまま、力任せに道路の反対側の方に 1 審被告 J を引きずったこと、この間、1 審被告 J は、倒れないように、右手で 1 審原告 B の左脇付近を、左手で同 1 審原告の T シャツの左肩付近を掴んでいたが、本件会場の西側のガードレール付近まで引きずられたこと、1 審被告 J は同 1 審被告の衣服を掴んでいる 1 審原告 B の手を放すため、同 1 審原告の T シャツの襟もと付近を右手で掴み、左腕を左手で掴んで押し放そうとしたこと、この状況を見た 1 審被告 P は、左手で 1 審被告 J の右肩付近を引き寄せ、右手で 1 審原告 B の左肩付近を押して、両者を引き離そうとしたことが認められる。

(イ) 1 審被告 J が 3 点セットを装着している中核派の活動家の容貌を確認しようとして、同人が着けていたフードをめくり上げたことは、前記(2)イで検討したところに照らせば、警職法 2 条の職務質問に付随する有形力の行使として許容されるものと認められる。しかるに、1 審原告 B は、これを阻止するために、1 審被告 J の頭髪を掴むなどした上、同 1 審被告を引きずったのであるから、かかる行為は公務執行

妨害罪に当たるものであって、1 審被告 J の身体に危険が及ぶおそれがあり、これを即座に制止しなければ当該犯罪の継続を防止することができない状況にあったと認めることができる。そうすると、かかる状況を認識していた 1 審被告 J 及び同 P が、警職法 5 条の制止行為の要件があると判断したことは合理的である。

そして、1 審被告 J 及び同 P の制止行為の内容は、1 審被告 J において、1 審原告 B に引きずられていた間、倒れないように、右手で 1 審原告 B の左脇付近を、左手で同 1 審原告の T シャツの左肩付近を掴み、その後、1 審被告 J の衣服を掴んでいる 1 審原告 B の手を放すため、同 1 審原告の T シャツの襟もと付近を右手で掴み、左腕を左手で掴んで押し放そうとしたというものであり、1 審被告 P において、左手で 1 審被告 J の右肩付近を引き寄せ、右手で 1 審原告 B の左肩付近を押して、両者を引き離そうとしたというものであって、いずれの方法も、当時の具体的状況の下で必要かつ社会通念上相当なものといえ、もとより、1 審被告 J 及び同 P がそのように判断したことは合理的である。

したがって、1 審被告 J らの行為が、国賠法 1 条 1 項の適用上警職法 5 条の制止行為としての要件を欠いた違法なものであったと認めることはできない。

なお、1 審原告 B は、1 審被告 J の行為により、1 審原告 B が着ていたシャツが破れたり、全治 2 週間の傷害を負ったと主張するが、これを認めるに足る証拠はないし、仮にかかる事情があったとしても、上記の判断を左右するものではない。

エ 以上のとおりであるから、1 審被告 M らが 1 審原告 B に対して暴行等の違法行為を行った旨の同 1 審原告の主張を採用することはできない。

(4) 1 審原告 C に対する行為

ア 1 審原告 C に対する本件大会初日の行為

(ア) 1 審被告 L、同 K 及び同 T が 1 審原告 C に対して行った有形力の行使等の内容は、前記 1 (5) ア (ウ) a のとおりである。

5 (イ) a 前記認定事実によれば、1 審原告 C は、他の 2 名の本件大会の参加者と共に 3 点セットを装着し、本件会場付近の歩道を本件会場入口に向かって歩いてきたこと、1 審被告 M が同 1 審原告らに対し「指名手配か」などと声をかけても、同 1 審原告らはこれを無視して足早に通り過ぎようとしたこと、1 審被告 L は、容貌を確認するために、歩いていた 1 審原告 C に 5 0 c m から 6 0 c m まで近付き、同 1 審原告の顔をのぞきこんだが、その容貌を確認できなかったこと、その際、中核派の活動家である V が 1 審原告 C と 1 審被告 L の間に身体を入れてきたこと、1 審被告 K は、最後尾を歩いていた者（1 審原告 C）の斜め後方から近付き、右手でヤッケのフードを引っ張って外したことが認められる。

10
15
20
25
また、1 審被告 T は、1 審被告 K が 1 審原告 C のフードを外した後、前記 3 名の存在に気付く、先頭を歩いていた者（U）に近付いたところ、後方から 1 審原告 C に右手で左肩を掴まれたので、とっさにその手を振り払ったこと、1 審原告 C は本件会場へ入っていたが、その後、1 審被告 T は、本件会場から 3 点セットを装着した者が出てきたことから、その容貌を確認するため、後方からヤッケのフードをめくり上げたところ、その者が 1 審原告 C であったこと、1 審原告 C は防衛員と視察員が入り乱れ、もみ合い状態になっている集団へ向かおうとしたので、1 審被告 T は、1 審原告 C をその場に留める必要があると考えて、少しの間、同 1 審原告のヤッケのフードを左手で掴んでいたことが認められる。

b 1 審被告 L が 1 審原告 C の容貌を確認しようとした行為並びに
1 審被告 K 及び同 T が 1 審原告 C のフードのヤッケを外し又はめ
くり上げた行為について

(a) 1 審被告 L らが、本件大会に指名手配犯等が紛れ込む可能性が
高いと考えていたことは、前記 1 (2) 及び(4)のとおりである。しか
るに、1 審原告 C ほか 2 名の本件大会の参加者はいずれも 3 点セ
ットを装着しており、その容貌を外から確認することはできな
かったのであるから、同 1 審原告らの挙動が警職法 2 条 1 項の「異
常な挙動」に該当することは明らかである。このような状況を認
識していた 1 審被告 L 及び同 K は、1 審原告 C ら 3 名がその異常
な挙動や周囲の状況から同 1 審原告らが指名手配犯か捜査対象
者であると疑いを持ち、職務質問の要件である「(1 審原告 C ら
3 名が) 何らかの犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」(同
項) があると判断したものであり、その判断は合理的である。

また、1 審被告 T がその容貌を確認しようとした本件会場から
出てきた者(1 審原告 C) は、3 点セットを装着していたのであ
るから、同 1 審原告の挙動が警職法 2 条 1 項の「異常な挙動」に
該当することは明らかである。このような状況を認識していた 1
審被告 T は、上記の者が指名手配犯か捜査対象者であると疑いを
持ち、前同様の職務質問の要件があると判断したものであり、そ
の判断は合理的である。

(b) そして、1 審被告 L は、1 審原告 C の顔を近くからのぞきこん
だだけであって、同 1 審原告の身体に触れていない。

また、1 審被告 K は、1 審原告 C の容貌を確認するために同 1
審原告が装着していたヤッケのフードを引っ張って外している
が、この直前、1 審被告 L が 1 審原告 C に近付いてその容貌を確

5 認しようとしたところ、活動家のVが、1 審原告Cと1 審被告L
の間に身体を入れて妨害したのであるから、更なる妨害を受ける
前に、また、1 審原告Cが本件会場に入ってしまう前に、1 審原
告Cの容貌を確認しなければならない必要性、緊急性があったと
10 いうことができ、これらの状況を認識していた1 審被告Kが、上
記の必要性、緊急性があると判断したことは合理的である。そし
て、1 審被告Kは、1 審原告Cの容貌を確認するため、同1 審原
告が装着していたヤッケのフードを外したが、かかる行為による
1 審原告Cの身体への影響は極めて軽微なものであり、上記のよ
うな必要性、緊急性のある状況の下では、上記行為は、職務質問
に付随する有形力の行使として相当なものと認められ、もとより、
1 審被告Kがそのように判断したことは合理的である。

さらに、1 審被告Tは、本件会場から3点セットを装着したまま
出てきた1 審原告Cが装着していたヤッケのフードをめくり
15 上げたが、1 審原告Cのいた場所は本件会場入口付近であり、再
び本件会場に入ってしまう前に、1 審原告Cの容貌を確認しなけ
ればならない必要性、緊急性があったということができ、これら
の状況を認識していた1 審被告Tが上記の必要性、緊急性がある
と判断したことは合理的である。そして、1 審被告Tは1 審原告
Cの装着していたフードをめくり上げたが、かかる行為による1
20 審原告Cの身体への影響は極めて軽微なものであり、上記のよう
な必要性、緊急性のある状況の下では、上記行為は、職務質問に
付随する有形力の行使として相当なものと認められ、もとより、
1 審被告Tがそのように判断したことは合理的である。

25 (c) したがって、1 審被告Lが1 審原告Cの容貌を確認しようとし
てのぞきこんだ行為並びに1 審被告K及び同Tが1 審原告Cの

フードのヤッケを外し又はめくり上げた行為が、国賠法1条1項の適用上警職法2条1項の職務質問の要件を欠き、又は職務質問に付随する有形力の行使として許容される範囲を超える違法なものであったと認めることはできない。

5

- c 1 審被告Tが1 審原告Cの右手を振り払った行為及びヤッケのフードを掴んだ行為について

10

1 審原告Cは、1 審被告Tの後方からその左肩を掴んだのであるから、かかる行為は公務執行妨害罪に当たるか又は同罪等に発展するおそれのあるものであって、1 審被告Tの身体に危険が及ぶおそれがあり、これを即座に阻止しなければ当該犯罪の発生ないし継続を防止することができない状況にあったと認めることができる。そうすると、かかる状況を認識していた1 審被告Tが、警職法5条の制止行為の要件があると判断したことは合理的である。そして、1 審被告Tの制止行為の内容は、肩を掴んだ1 審原告Cの手をとっさに振り払ったというものであり、当時の具体的状況の下で必要かつ社会通念上相当なものといえ、もとより、1 審被告Tがそのように判断したことは合理的である。

15

20

また、1 審原告Cは、防衛員と視察員が入り乱れて、もみ合い状態になっている集団へ向かおうとしていたのであるから、かかる行為は公務執行妨害罪等に発展するおそれのあるものであって、視察員の身体に危険が及ぶおそれがあり、これを即座に阻止しなければ当該犯罪の発生を防止することができない状況にあったと認めることができる。そうすると、かかる状況を認識していた1 審被告Tが、警職法5条の制止行為の要件があると判断したことは合理的である。そして、1 審被告Tの制止行為の内容は、1 審原告Cをその場に留めるために、少しの間、同人のヤッケのフードを左手で掴んだ

25

というものであり、当時の具体的状況の下で必要かつ社会通念上相当なものといえ、もとより、1 審被告 T がそのように判断したことは合理的である。

したがって、1 審被告 T の上記各行為が、国賠法 1 条 1 項の適用上警職法 5 条の制止行為としての要件を欠いた違法なものであったと認めることはできない。

(ウ) 以上のとおりであるから、1 審被告 L らが 1 審原告 C に対して暴行等の違法行為を行った旨の同 1 審原告の主張を採用することはできない。

イ 1 審原告 C に対する本件大会二日目の行為

(ア) 1 審被告 Q が 1 審原告 C に対して行った有形力の行使等の内容は、前記 1 (5)イ(ア)a のとおりである。

(イ)a 前記認定事実によれば、1 審被告 Q は、本件会場前の歩道上で、視察員ともみ合っている 1 審原告 D を目にしたことから、その後方から 1 審原告 D を引き離そうとしたところ、フードを目深にかぶりマスクをした 1 審原告 C が近付いてきて、1 審被告 Q の左腕を掴み、前方に投げ出すように押したため、1 審被告 Q はバランスを崩して数歩後退し、他の活動家にぶつかったこと、その後、1 審被告 Q は、1 審原告 C が 1 審被告 I とみ合っており、同 1 審原告が左右の手で同 1 審被告を叩いているように見えたことから、1 審原告 C の腹部に左手を回し、1 審被告 I から引き離そうとしたところ、1 審原告 C は 1 審被告 Q の右腕を強く掴み、なおも 1 審被告 I に向かっていこうとしたので、1 審被告 Q は、1 審原告 C の首付近に左腕を回し、そのままの状態ですぐに 2、3 秒制止したこと、1 審原告 C が少しおとなしくなったようなので 1 審被告 Q が左腕を解くと、1 審原告 C は右の手拳で 1 審被告 Q の左顎の辺りに殴りかかり、反転し

て別のもみ合っている集団の方へ向かおうとしたこと、1 審被告 Q は、1 審原告 C の後ろから、1 審原告 C が背負っていたリュックを左手で掴んだが、1 審原告 C はこれを振り切って、集団の方へ向かっていったことが認められる。

5

b 1 審原告 C は、1 審被告 Q の左腕を掴み、前方に投げ出すように押したり、その後、1 審被告 I とみ合い（1 審被告 Q には、同 1 審原告が左右の手で同 1 審被告を叩いているように見えた。）、また、右の手拳で 1 審被告 Q の左顎の辺りに殴りかかったのであって、これらの行為は公務執行妨害罪に当たるか又は同罪等に発展するおそれのあるものであって、1 審被告 Q 及び同 I の身体に危険が及ぶおそれがあり、これを即座に制止しなければ当該犯罪の発生ないし継続を防止することができない状況にあったと認めることができる。そうすると、このような状況を認識していた 1 審被告 Q が、警職法 5 条の制止行為の要件があると判断したことは合理的である。

10

15

そして、1 審被告 Q の制止行為の内容は、1 審原告 C の腹部に左手を回し、1 審被告 I から引き離そうとしたり、1 審原告 C が 1 審被告 Q の右腕を強く掴み、なおも 1 審被告 I に向かっていこうとしたので、1 審原告 C の首付近に左腕を回し、そのままの状態ですぐ 2、3 秒制止したというものであり、当時の具体的状況の下で必要かつ社会通念上相当なものといえ、もとより、1 審被告 Q がそのように判断したことは合理的である。

20

したがって、1 審被告 Q の行為が、国賠法 1 条 1 項の適用上警職法 5 条の制止行為としての要件を欠いた違法なものであったと認めることはできない。

25

(ウ) 以上のとおりであるから、1 審被告 Q が 1 審原告 C に対して暴行等

の違法行為を行った旨の同1審原告の主張を採用することはできない。

(5) 1審原告Dに対する行為

ア 1審原告Dに対する本件大会初日の行為

5 (ア) 1審被告O、同Q及び同Rが1審原告Dに対して行った有形力の行使等の内容は、前記1(5)ア(エ)aのとおりである。

(イ)a 前記認定事実によれば、1審原告Dは、1審被告Oの正面に立って同1審被告を罵倒していたが、同1審被告の隣にいた視察員が構えているカメラのレンズに向けて右手を差し出したこと、これに対し、1審被告Oは、1審原告Dが自らに向けて右手を突き出してきたものと認識し、これを制止するために1審原告Dの右手首を掴んだこと、1審被告Qは、1審原告Dが1審被告Oら視察員を罵倒している状況を見ていたところ、1審原告Dの手が動いてそれを1審被告Oが払いのけるような動作が見えたことから、1審原告Dの後方から近付き、「止めろ、止めろ」と言いながら、右手で1審原告Dの左肩を掴み、これを後方に引いて、同1審原告と1審被告Oの間に割って入ったことが認められる。

また、1審原告Dは、1審被告Rを威嚇し、両肩を激しく振りながら、その右肩を1審被告Rの左胸付近にぶつけ、更に身体を強く押し当てたことから、1審被告Rは、1審原告Dを騒然とした現場から遠ざけようとして、同1審原告の右胸付近に右手掌を押し当てて同1審原告を数歩後退させ、押し返してきた1審原告Dの右肩付近を左手で掴んで更に後退させたことが認められる。

さらに、1審原告Dは、防衛員に対する対応をしていた1審被告Qに対し、叫びながら詰め寄り、同1審被告の脚部を左右の足で蹴り上げてきたため、1審被告Qは、1審原告Dの胸部付近に両腕を

伸ばし、同1審原告の攻撃を防ぎ、同1審原告を遠ざけるために、両手で押したことが認められる。

b 1審原告Dが1審被告Oの隣にいた視察員が構えているカメラのレンズに向けて右手を差し出した行為、右肩を1審被告Rの左胸付近にぶつけ、自らの身体を押し付ける行為及び1審被告Qの脚部を左右の足で蹴り上げる行為は、いずれも公務執行妨害罪の暴行に当たるか又は同罪等に発展するおそれのあるものであって、1審被告O、同R及び同Qの身体に危険が及ぶおそれがあり、これを即座に阻止しなければ当該犯罪の発生ないし継続を防止することができない状況にあったと認めることができる。そうすると、かかる状況を認識していた1審被告O、同R及び同Qが、警職法5条の制止行為の要件があると判断したことは合理的である。なお、1審被告Oは、1審原告Dが同1審被告の隣にいた視察員が構えているカメラのレンズに向けて右手を差し出したのを、自らに向けて右手を突き出してきたものと認識して制止行為に及んでいるが、1審原告Dが視察員の構えているカメラのレンズに向けて右手を差し出した行為は、公務執行妨害罪に当たるか又は同罪等に発展するおそれのあるものということができるところ、1審被告Oの行為は客観的には上記のような1審原告Dの行為を制止するものであったし、また、当時の状況の下では、1審原告Dが自らに向けて右手を突き出してきたものと1審被告Oが認識したことは、やむを得ないものというべきであるから、同1審被告が警職法5条の制止行為の要件があると判断したことは、何ら不合理ではない。同様に、1審原告Dと1審被告Oの応酬を見た1審被告Qが、警職法5条の制止行為の要件があると判断したことも、何ら不合理ではない。

そして、制止行為の内容は、1審被告Oにおいて、1審原告Dの

右手首を掴み、1 審被告 Q において、右手で 1 審原告 D の左肩を掴み、これを後方に引いて、同 1 審原告と 1 審被告 O の間に割って入り、また、1 審原告 D の胸部付近に両腕を伸ばし、両手で押し、1 審被告 R において、1 審原告 D の右胸付近に右手掌を押し当てて同 1 審原告を数歩後退させ、押し返してきた 1 審原告 D の右肩付近を左手で掴んで更に後退させたというものであって、いずれの方法も、当時の具体的状況の下で必要かつ社会通念上相当なものといえ、もとより、1 審被告 O、同 R 及び同 Q がそのように判断したことは合理的である。

したがって、1 審被告 O らの行為が、国賠法 1 条 1 項の適用上警職法 5 条の制止行為としての要件を欠いた違法なものであったと認めることはできない。

(ウ) 以上のとおりであるから、1 審被告 O らが 1 審原告 D に対して暴行等の違法行為を行った旨の同 1 審原告の主張を採用することはできない。

イ 1 審原告 D に対する本件大会二日目の行為

(ア) 1 審被告 T 及び同 J が 1 審原告 D に対して行った有形力の行使等の内容は、前記 1 (5)イ(イ)のとおりである。

(イ) a 前記認定事実によれば、1 審被告 T は、1 審被告 K が防衛員を制止しようとしてもみ合っているところに、1 審原告 D が防衛員の加勢に入ったのを目撃したことから、同 1 審原告を制止しようとして、同 1 審原告の後方からその胸部に左腕を回して引き離そうとしたところ、1 審原告 D が活動家の服を掴んでいた手を急に離したことから、1 審原告 D は後方に尻餅をついたこと、1 審原告 D はすぐに立ち上がって、もみ合い状態にあった集団の方へ向かおうとしたことから、1 審被告 T は、後方から 1 審原告 D の T シャツの左肩付

近を左手で掴んで制止したこと、1 審被告 J も、1 審原告 D が上記のもみ合いになっている集団の方に向かおうとしていることに気付き、それを阻止するため、1 審原告 D の後方から、左手でその左脇付近を、右手で右肩付近を押さえ、1 審被告 T と共に、1 ないし 2 秒の間同 1 審原告をその場に引き止めたことが認められる。

b 1 審原告 D は、1 審被告 K が防衛員を制止しようとしてもみ合いになっているところに防衛員の加勢に入り、いったん 1 審被告 T に制止されて尻餅をついた後にも、立ち上がって、もみ合いになっている集団の方へ行こうとしたのであって、これらの行為は公務執行妨害罪等の犯罪に発展するおそれのあるものであって、視察員の身体に危険が及ぶおそれがあり、これを即座に阻止しなければ当該犯罪の発生を防止することができない状況にあったと認めることができる。そうすると、かかる状況を認識していた 1 審被告 T 及び同 J が、警職法 5 条所定の制止行為の要件があると判断したことは合理的である。

そして、制止行為の内容は、1 審被告 T において、防衛員の加勢に入った 1 審原告 D の後方からその胸部に左腕を回して引き離そうとしたり、もみ合い状態にある集団の方へ向かおうとする同 1 審原告の後方から左手で 1 審原告 D の T シャツの左肩部分を掴んだというものであり、また、1 審被告 J において、1 審原告 D の後方から、左手でその左脇付近を、右手で右肩付近を押さえたというものであって、1 審被告 J らが 1 審原告 D を制止した時間は 1 ないし 2 秒程度にとどまるのであるから、当時の具体的状況の下で必要かつ社会通念上相当なものといえ、もとより、1 審被告 T 及び同 J がそのように判断したことは合理的である。

したがって、1 審被告 T らの行為が、国賠法 1 条 1 項の適用上警

職法 5 条の制止行為としての要件を欠いた違法なものであったと認めることはできない。

(ウ) 以上のとおりであるから、1 審被告 T らが 1 審原告 D に対して暴行等の違法行為を行った旨の同 1 審原告の主張を採用することはできない。

(6) 1 審原告 E に対する行為

ア 1 審原告 E に対する本件大会初日の行為

(ア) 1 審被告 S が 1 審原告 E に対して行った有形力の行使等の内容は、前記 1 (5) ア(オ) a のとおりである。

(イ) a 前記認定事実によれば、1 審被告 S は、視察員と防衛員の双方が入り乱れている集団の中心付近で、興奮した 1 審原告 E が何かわめきながら 1 審被告 M に詰め寄り、同 1 審被告が後退する状況を目撃したことから、1 審原告 E に近付き、右手で 1 審原告 E の左肩付近を掴み、腹部に左手を当てて同 1 審原告を制止したこと、その後も 1 審原告 E が身体を激しくよじって暴れ始めたことから、1 審被告 S は、1 審原告 E を集団内から遠ざけるため、1 審原告 E の左肩付近を両手で挟んで制止し、すぐに肩を組むように 1 審被告 S の左手を 1 審原告 E の左肩後付近に回し、その体勢のまま、1 審原告 E を集団から数メートル離れた本件会場の外壁付近に移動させたこと、1 審原告 E は本件会場の外壁付近に移動した後ももみ合いの中に戻ろうとして暴れ続けたことから、1 審被告 S は、1 審原告 E の背後から、両腕で 1 審原告 E の体を抱きかかえるようにして落ち着くよう説得したことが認められる。

b 1 審原告 E は、視察員と防衛員が入り乱れている集団の中心付近で、興奮して何かわめきながら 1 審被告 M の直近に詰め寄り、また、1 審被告 S にいったん制止された後も、身体を激しくよじって

暴れたり、もみ合っている集団の中に戻ろうとしたのであるから、
1 審原告 E の行為は公務執行妨害罪等の犯罪に発展するおそれの
あるものであって、1 審被告 M やその他の視察員の身体に危険が及
ぶおそれがあり、これを即座に制止しなければ当該犯罪の発生を防
止することができない状況にあったと認めることができる。そうす
ると、かかる状況を認識していた 1 審被告 S が、警職法 5 条所定の
制止行為の要件があると判断したことは合理的である。

そして、1 審被告 S による制止行為の内容は、右手で 1 審原告 E
の左肩付近を掴み、腹部に左手を当てて制止し、その後も 1 審原告
E が身体を激しくよじって暴れ始めたので、同 1 審原告を集団内か
ら遠ざけるため、1 審原告 E の左肩付近を両手で挟んで制止し、す
ぐに肩を組むように 1 審被告 S の左手を 1 審原告 E の左肩後付近
に回し、その体勢のまま、1 審原告 E を集団から数メートル離れた
本件会場の外壁付近に移動させ、なおももみ合いの中に戻ろうとし
て暴れ続ける 1 審原告 E の背後から、両腕で 1 審原告 E の体を抱き
かかえるようにして、落ち着くように説得したというものであつ
て、当時の具体的状況の下で必要かつ社会通念上相当なものとい
え、もとより、1 審被告 S がそのように判断したことは合理的であ
る。

したがって、1 審被告 S の行為が、国賠法 1 条 1 項の適用上警職
法 5 条の制止行為の要件を欠いた違法なものであったと認めるこ
とはできない。

(ウ) 以上のとおりであるから、1 審被告 S が 1 審原告 E に対して暴行等
の違法行為を行った旨の同 1 審原告の主張を採用することはできな
い。

イ 1 審原告 E に対する本件大会二日目の行為

(ア) 1 審被告Nが1 審原告Eに対して行った有形力の行使等の内容は、
前記1 (5)イ(ウ)a のとおりである。

(イ)a 前記認定事実によれば、1 審被告Nは、1 審原告Eが、同1 審被告の右隣にいた本件視察員に対し何か怒鳴りながら掴みかかったことから、とっさに右手で1 審原告Eの左上腕部を、左手で同1 審原告の右上腕部をそれぞれ掴んで「止めろ」と強い口調で告げたところ、1 審原告Eは同1 審被告の手を振りほどき、同1 審被告と本件視察員の首筋の辺りを左右の手で押したことから、両名は数メートル後退したこと、1 審原告Eが手を放し、再び、1 審被告Nと正対した時、本件会場の入口付近で大きな怒号が起こり、視察員と防衛員のもみ合いが始まり、1 審原告Eはそちらの方向へ向かおうとしたことから、1 審被告Nが、1 審原告Eの右手首を掴んで、「止めろ。E。行くな」と言って、約1 分間、この場に留まるよう説得をしたことが認められる。

b(a) 1 審原告Eは1 審被告Nの隣にいた本件視察員に対し何か怒鳴りながら掴みかかったのであるから、同1 審原告の行為は公務執行妨害罪の暴行に当たるか又は同罪等に発展するおそれのあるものであって、本件視察員の身体に危険が及ぶおそれがあり、これを即座に阻止しなければ当該犯罪の発生ないし継続を防止することができない状況にあったと認めることができる。そうすると、かかる状況を認識していた1 審被告Nが、警職法5 条所定の制止行為の要件があると判断したことは合理的である。そして、1 審被告Nによる制止行為の内容は、とっさに右手で1 審原告Eの左上腕部を、左手で同1 審原告の右上腕部をそれぞれ掴んだというものであって、当時の具体的状況の下で必要かつ社会通念上相当なものといえ、もとより、1 審被告Nがそのように判断

したことは合理的である。

また、1 審原告Eは、1 審被告Nから掴まれた手を振りほどき、1 審被告Nと本件視察員の首筋の辺りを左右の手で押すなどした後、本件会場の入口付近で大きな怒号が起こり、視察員と防衛員のもみ合いが始まると、防衛員に加勢するためにそちらの方向へ向かおうとしたものであるが、同1 審原告が防衛員に加勢するためにもみ合いの場に行こうとしたことは、公務執行妨害罪等の犯罪に発展するおそれのあるものであって、視察員の身体に危険が及ぶおそれがあり、これを即座に制止しなければ当該犯罪の発生を防止することができない状況にあったと認めることができる。そうすると、かかる状況を認識していた1 審被告Nが、警職法5条所定の制止行為の要件があると判断したことは合理的である。そして、1 審被告Nによる制止行為の内容は、視察員と防衛員のもみ合いの場に行こうとした1 審原告Eの右手首を掴み、約1分間にわたってその場に留まるよう説得したというものであって、当時の具体的状況の下で必要かつ社会通念上相当なものといえ、もとより、1 審被告Nがそのように判断したことは合理的である。

(b) これに対し、1 審原告Eは、1 審被告Nの隣にいた本件視察員に対応したことについて、本件視察員は本件参加者が頭に巻いていたタオルを引きはがそうとしたものであるが、これは公務執行妨害罪で保護すべき適法な公務ではなく、かかる人権侵害から本件参加者を守るため、本件視察員と本件参加者の間に身体を入れたにすぎないから、その行為は正当防衛として許容されるべきであると主張する。しかるに、上記の状況を撮影した動画(甲2(IMG1688.MOV)の58秒前後)には、1 審被告Nの隣に

いた本件視察員が、本件参加者が頭に巻いていたタオルを引きはがそうとしている行為が撮影されている。

5 しかしながら、本件大会当時、指名手配犯を含む逮捕状を発付されている中核派の活動家が多数おり、視察員は本件大会に指名手配犯等が紛れ込む可能性が高いと考えていたことは、前記 1 (2) 及び(4)のとおりである。そして、本件大会二日目の午前 9 時頃に同大会の参加者が乗車するマイクロバスが本件会場東側の路上に到着し、3 点セットを装着した参加者が続々と降車してきたが
10 (前記 1 (5)イ(ウ))、同人らの容貌を外から確認することはできなかったことからすると、同人らの挙動は警職法 2 条 1 項の「異常な挙動」に該当することは明らかである。そうすると、本件参加者には「何らかの犯罪を犯したと疑うに足る相当な理由」(同項)があったと認めることができる。そして、その周囲では視察員と防衛員との間でもみ合いによる混乱が生じており、同所は本
15 件会場入口の近くで、本件参加者はすぐに本件会場に入ることができる状況にあったから、上記のとおり犯罪の嫌疑がある本件参加者の容貌を確認しなければならない必要性、緊急性があったと認めることができる。

20 本件視察員は、これらの事情を認識した上で、本件参加者の容貌を確認するために、同人が頭に巻いていたタオルを引きはがそうとしたものと認められるところ、かかる行為による本件参加者の身体への影響は極めて軽微なものであり、上記のような必要性、緊急性のある状況の下では、上記行為は職務質問に付随する有形力の行使として相当なものと認められる。

25 そうすると、本件視察員が本件参加者の頭に巻いていたタオルを引きはがそうとした行為は、警職法 2 条 1 項の職務質問ないし

職務質問に付随する有形力の行使として適法というべきである。

なお、1 審原告 E は、本件視察員と本件参加者の間に身体を入れたにすぎないと主張するが、同 1 審原告が本件視察員に掴みかかっていったことは、前記 a のとおりである。

5

以上のとおりであるから、1 審原告 E の本件視察員に対する行為は正当防衛に当たる旨の同 1 審原告の主張を採用することはできない。

10

(c) したがって、1 審被告 N の行為が、国賠法 1 条 1 項の適用上警職法 5 条の要件を欠いた違法なものであったと認めることはできない。

(ウ) 以上のとおりであるから、1 審被告 N が 1 審原告 E に対して暴行等の違法行為を行った旨の同 1 審原告の主張を採用することはできない。

15

(7) よって、本件視察活動及びその際の個人 1 審被告らの行為が違法な公権力である旨の 1 審原告らの主張は、いずれも理由がない。」

(7) 原判決 3 8 頁 2 3 行目から 3 9 頁 1 5 行目までを次のとおり改める。

「 前記 2 で検討したとおり、本件視察活動及び個人 1 審被告らの行為は、いずれも違法な公権力の行使と認めることはできないから、これらが違法であることを前提とする 1 審原告全学連の主張を採用することはできない。」

20

(8) 原判決 3 9 頁 1 7 行目から 4 0 頁 6 行目までを次のとおり改める。

「 前記 2 (2) ないし (6) で検討したとおり、個人 1 審被告らの行為はいずれも違法ではないから、個人 1 審被告らが民法 7 0 9 条の不法行為責任を負う旨の 1 審原告らの主張は、前提を欠くものであって、採用することはできない。」

(9) 原判決 4 0 頁 7 行目から 2 2 行目までを次のとおり改める。

25

「 5 結論

以上のとおりであるから、争点(4) (1 審原告らの損害の有無及び額) に

について検討するまでもなく、1 審原告らの 1 審被告らに対する請求は、いずれも理由がない。」

2 以上のとおり、個人 1 審原告らの 1 審被告東京都に対する請求はいずれも理由がないから棄却すべきところ、これと異なり、個人 1 審原告らの請求をいずれも一部認容した原判決は失当であり、1 審被告東京都の控訴はいずれも理由があるから、原判決中 1 審被告東京都の敗訴部分を取り消した上、同敗訴部分に係る個人 1 審原告らの 1 審被告東京都に対する請求をいずれも棄却し(主文 2 項)、また、個人 1 審原告らの 1 審被告東京都(原判決が請求を棄却した部分)及び個人 1 審被告らに対する請求並びに 1 審原告全学連の 1 審被告らに対する請求はいずれも理由がないから、これらを棄却した原判決は相当であって、1 審原告らの控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却することとする(主文 1 項)。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 1 4 民事部

裁判長裁判官 石 井 浩

裁判官 塚 原 聡

裁判官篠原康治は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 石 井 浩